

第 7 章 その他ごみの処理に関し必要な事項

第 1 節 廃棄物減量等推進審議会及びリサイクル推進員

1 廃棄物減量等推進審議会

本市では、廃棄物処理法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。審議会では、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査、審議しています。

本計画についても審議会への諮問、答申を経て策定しており、計画策定後も継続して報告、意見の聴取を行います。

- ☐ 毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、審議会に報告の上、意見を聴取し、必要に応じて施策の見直し・改善を行います。

2 リサイクル推進員

本市では、廃棄物処理法第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、各自治会から推薦された方々を廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）として委嘱しています。リサイクル推進員の具体的な活動は次のとおりです。

- 家庭ごみの正しい出し方の指導・啓発
- ごみの減量化と再資源化の推進
- 清掃活動や市が行う行事等への参加
- 市役所と地域との連携のパイプ役

- ☐ 自治会、リサイクル推進員と連携して、地域のごみの減量化、再資源化等の啓発を推進します。